

入札説明書

令和3年度国立水俣病総合研究センター
放射線施設管理（実務）業務（再公告）

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

はじめに

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 田中 雅国

2. 競争入札に対する事項

- (1) 件名 令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務
(再公告)
- (2) 特質等 別添仕様書による。
- (3) 業務期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18
国立水俣病総合研究センター
- (5) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積
るものとする。
イ. 落札決定に当たっては、なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当
該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の1
10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保
佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別
の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中で當
業品目「建物管理等各種保守管理」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」、
「C」又は「D」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 別紙1業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 永谷

電話0966-63-3111 FAX 0966-61-1145

5. 業務請負条件に関する書類の提出

(1) 別紙1の業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しは、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

ア. 提出期限 令和3年3月3日（水）12時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く）

イ. 提出場所 4の場所

ウ. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

※電子調達システムによる入札を予定している場合は電子調達システムにより資料の提出を行うこと。

(2) 審査結果通知は、令和3年3月4日（木）17時までにFAXにより行う。

6. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問は、次に従い書面により提出すること。

①提出期限：令和3年3月1日（月）12時まで。

②提出場所：上記4. に同じ。

③提出方法：書面は持参、FAXまたは託送により提出すること（提出期限必着）。

(2) 回答書は、令和3年3月2日（火）17時までにFAXにて全ての入札参加者に回答する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年3月5日（金）14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムから入札書を(1)の日時までに提出するものとする。

イ. 書面による入札書の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和3年3月3日（水）12時までに提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4の場所に連絡すること。

(3) 契約締結日までに令和3年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎ 添付資料

- ・別紙1 業務請負条件に関する書類
- ・別紙2 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）に関する業務請負条件

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）については、放射線施設管理に係る高い専門性の確保が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

（1）提出書類（別添様式）

- ①令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- ②第Ⅰ種放射線取扱主任者有資格者に関する資格の写し又は放射線安全管理業務に関する十分な知識と経験を有することが確認できる書類（放射線管理技術者）
- ③第Ⅰ種作業環境測定士に関する資格の写し（作業環境測定士）

（2）提出期限等

① 提出期限

令和3年3月3日（水）12時

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書4に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）に関する業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、国立水俣病総合研究センターにおいて、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

令和3年3月4日（木）17時まで

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

(別添様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）
に関する業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

①令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

②第I種放射線取扱主任者有資格者に関する資格の写し又は放射線安全管理業務に関する十分な知識と経験を有することが確認できる書類（放射線管理技術者）

③第I種作業環境測定士に関する資格の写し（作業環境測定士）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E-mail：

環 境 省 入 札 心 得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものをお除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものその他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、紙入札を希望される者については、様式2を入札説明書に定める日時までに提出すること。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長

殿と記載) 及び「令和3年3月5日開札 [令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理(実務)業務(再公告)] の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理(実務)業務
(再公告)
- 2 入札金額 : 金額 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務
(再公告)
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者 氏名

印

代理 人 住 所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）
の入札に関する一切の件

様式 4

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務（再公告）に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

印
紙

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 田中 雅国（以下「甲」という。）は、_____（以下「乙」という。）と「令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。
2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（履行期間及び履行場所）

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
履行場所 国立水俣病総合研究センター
熊本県水俣市浜4058-18

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、毎月の業務を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならぬ。

い。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならぬ。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間に内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わなきことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

- 代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

ばならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 紳付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要

な協力をを行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、

所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 住 所 熊本県水俣市浜4058-18
氏 名 支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター
総務課長 田中 雅国

印

乙 住 所
氏 名

印

[別表]

契約金額区分表

区分	金額	実施月数
1. 各月	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額_____円)	12月
2. 「施設点検」実施月	1. の各月額に _____円 (うち消費税及び地方消費税の額_____円) を加算した額	9月、3月
合計	_____円 (うち消費税及び地方消費税の額_____円)	

令和3年度国立水俣病総合研究センター放射線施設管理（実務）業務 仕様書

1. 業務の目的

- (1) 国立水俣病総合研究センター（以下「研究センター」という。）が適切な研究業務を行うため、放射線施設を常に最良な状態で、かつ経済的に維持し、設備等に異常事態が発生しないよう万全の注意をもって管理するとともに、万一異常事態発生の場合は、速やかに最善策の事後処理につとめる。
- (2) 放射性物質取扱作業室において、作業環境における空気中の粒子状及びガス状の放射性物質を採取、定量し、作業場所での空気中の放射性物質の濃度を求めるこことにより、作業環境管理の適切さを確認するための資料を得る。

2. 業務の内容

- (1) 管理業務（別紙1）
- (2) 施設点検（別紙2）
- (3) 作業環境測定（別紙3）
- (4) その他留意事項
 - ①請負者が配置する作業員については、資料1の設備機器または同等機種の操作に熟知しており、正しく使用できること。
 - ②承認使用に係る変更承認申請書等の作成ができること。なお、申請書等に係る費用については別途支払うものとする。
 - ③作業に当たっては、研究センター放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）、関係法規等を遵守すること。
 - ④作業中に事故や、設備、機器の破損等が発生した場合は、直ちに研究センター放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に届け出、必要な措置をとること。
 - ⑤業務の実施に必要な機器及び資材については、施設長と協議のうえ必要と認められる場合においては、研究センターがこれを提供するものとする。

3. 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4. 成果物（印刷物（紙媒体））

別紙1～3のとおり。

報告書等の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 国立水俣病総合研究センター

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 情報システムを構築・改良する業務にあっては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
 - (6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し
その指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（ファイル形式は一太郎 2011 以下）、
又は

Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）

- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）

- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(1) 管理業務

1. 主な業務内容

(1) 放射線測定業務

(1) - 1. 頻度 : 1 ヶ月に 1 回

a. 空間線量率測定（管理区域境界・施設境界及び使用施設内 31 ヶ所）

b. 表面汚染密度測定（直接サーベイ法及びスミア法、30 ヶ所）

(1) - 2. 頻度 : 6 ヶ月に 1 回

c. ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（以下「ECD」という。）の線量当量率及び表面汚染密度の測定

(1) - 3. 頻度 : 隨時

d. 排水の測定

e. 有機廃液の測定

f. ECD の移設に伴う測定

g. 搬出物品の汚染検査

h. 実験室内放射性同位元素（以下「RI」という。）汚染以外の廃棄物の汚染検査及び搬出

(2) 施設整備

頻度 : 隨時

a. 廃棄物保管室の整理

b. 管理区域内清掃

(3) RI 廃棄物処理（隨時）

a. 実験室の廃棄物を分別し、アイソトープ協会に引き渡す形にまで整理する。

b. RI 排水の処理

c. 動物死体のミイラ化処理

(4) 放射線管理関係各種帳簿の作成及び点検（隨時）

a. RI 廃棄物記録表

b. 有機廃液測定・廃棄の記録（資料 2）

c. 放射線測定記録（(1) に伴う記録）

d. 排気記録

e. 放射線管理状況報告書

(5) その他（隨時）

a. 表面汚染密度測定等に伴うバイアル瓶の洗浄

b. 実験室内ポリエチレンろ紙の張替え

2. 放射線管理技術者の配置

(1) 実施業者は、前項に定める業務を遂行する為、契約期間中 1 ヶ月に 2 日（9：30～16：30、1 時間程度の休憩を含む）、管理技術者 1 名を研究センターに配置すること。

(2) 管理技術者は研究センター予防規程第 9 条に則り、第 1 種放射線取扱主任者有資格者又は放射線安全管理業務に関する十分な知識と経験を有する者であること。

(1) 管理業務

- (3) 実施業者は、管理技術者の身元・風紀・衛生及び業務規律に関し、一切の責任を負うものとする。
- (4) 業務時間は当該時間内に業務が完了しないと見込まれ、事前に検査職員の了解を得た場合はこの限りではない。

(2) 施設点検

1. 業務内容

- (1) 使用施設内点検
- (2) 排気設備
 - a. 排気ファン性能点検
 - b. 排気ファンユニット点検
 - c. 排気フィルタ点検
 - d. 排気ダクト等点検
- (3) 排水設備
 - a. 排水操作基盤総合試験
 - b. 排水ポンプ点検
 - c. 排水貯留槽等点検
 - d. 排水管点検
 - e. 水位計点検

なお、詳細は資料 3 のとおり

2. 作業実施（年 2 回）

当該年度 9 月と 3 月に実施すること。なお、作業実施日は事前に打ち合わせて決定するものとする。
ただし、管理業務の日程とは別の日にすること。

3. 放射線管理技術者の配置

- (1) 実施業者は、前項に定める業務を遂行する為、少なくとも管理技術者 1 名及び作業員 2 名程度を研究センターに配置すること。
- (2) 管理技術者は研究センター予防規程第 9 条に則り、第 1 種放射線取扱主任者有資格者又は放射線安全管理業務に関する十分な知識と経験を有する者であること。
- (3) 実施業者は、管理技術者の身元・風紀・衛生及び業務規律に関し、一切の責任を負うものとする。
- (4) 業務時間は当該時間内に業務が完了しないと見込まれ、事前に検査職員の了解を得た場合はこの限りではない。

4. 報告書の提出

作業終了後、1 ヶ月以内に上記測定結果を報告書として提出すること。

(3) 作業環境測定

1. 業務内容

厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従った空气中放射性物質濃度の測定
研究センターRI 実験施設の図面は、資料 4 のとおり。

2. 作業環境測定士の配置

- (1) 実施業者は、前項に定める業務を遂行する為、契約期間中 1 ヶ月以内に 1 回、定期的に第 1 種作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）1 名を研究センターに配置すること。
- (2) 実施業者は、作業環境測定士の身元・風紀・衛生及び業務規律に関し、一切の責任を負うものとする。
- (3) 作業の実施は 1 ヶ月以内に 1 回、定期的に実施すること。なお、毎月の作業実施日は、事前に打ち合わせて決定するものとする。

3. 関係法令

6-1. 労働安全衛生法

第 2 条（定義）

第 65 条（作業環境測定）

第 65 条の 2（作業環境測定の結果の評価等）

6-2. 作業環境測定基準

第 1 条（定義）

第 9 条（放射性物質の濃度の測定）

6-3. 労働安全衛生法施行令

第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）

別表第 2

6-4. 電離放射線障害防止規則

第 53 条（作業環境測定を行うべき作業場所）

第 55 条（放射性物質の濃度の測定）

6-5. 放射線障害防止法

第 20 条（測定）

6-6. 作業環境測定法

6-7. 作業環境測定法施行令

第 1 条（指定作業場）

6-8. 作業環境測定法施行規則

第 1 条（令第 1 条第 2 号の厚生労働省令で定める作業場）

6-9. 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）

第 23 条（管理区域の線量当量率等の測定等）

4. 報告書の提出

作業終了後、1 ヶ月以内に上記測定結果を報告書として提出すること。

1. 研究センターの設備機器

- 1) サーベイメーター
 - a. GM サーベイメーター：アロカ(株)製 TGS-133 及び TGS-1146
 - b. シンチレーションサーベイメーター：アロカ(株)製 TCS-172B
- 2) 放射線中央監視装置（アロカ(株)製 MSR-2000 及び MSR-2000B）
- 3) 放射性同位元素汚染動物ミイラ化装置（宮川科学資材(株)製 MBM-6）
- 4) オートウェルガンマカウンタ（アロカ(株)製 ARC-2000）
- 5) 液体シンチレーションカウンタ（アロカ(株)製 LSC-6100）
- 6) ${}^3\text{H}/{}^{14}\text{C}$ 対応フロアモニター（アロカ(株)製 MFR-3）
- 7) 排水設備（(株)千代田テクノル製）
- 8) 排気設備（(株)千代田テクノル製）
- 9) 動物飼育フード（(株)千代田テクノル製）

ただし、6)～8) の設備機器については取扱説明書はない。また、メーカーによる機器の取扱説明を受けるために発生した費用は、業者の負担とする。

有機廃液測定・廃棄の記録

サンプリング及び放射能測定条件・結果	廃液試料定測定試	採取日	令和 年 月 日					
	採取者							
	採取量	cm^3						
	測定日	令和 年 月 日						
	測定者							
	測定試料	廃棄物保管室に保管中のシンチレータ廃液						
	試核線	種類	${}^3\text{H}$	${}^{14}\text{C}$	${}^{32}\text{P}$	${}^{35}\text{S}$	${}^{45}\text{Ca}$	
		種類	β 線	β 線	β 線	β 線	β 線	
	測定試料の調整							
	測定試料の成分・形状	シンチレータ・液体						
	測定器の種類	液体シンチレーションカウンタ						
	型式	Aloka LSC-6100						
	計数効率(%)							
	測定時間(min)							
	検出限界計数率(cpm)							
	計数率(cpm)							
	自然計数率(cpm)							
	正味計数率(cpm)							
①放射能濃度(Bq/cm^3)								
②放射能濃度限度(Bq/cm^3)								
③=①/②								
判定(③の総和<1)								
廃棄に係る放射性同位元素の数量(Bq)								
保管廃棄作業	廃棄日	令和 年 月 日～ 日						
	廃棄量	ℓ						
	化学品名							
	危険物品名							
	性状	非水溶性				水溶性		
	① 1cm 線量当量率($\mu \text{Sv}/\text{h}$)							
	② 1cm 線量当量率限度($\mu \text{Sv}/\text{h}$)							
	③=①/②							
	判定(③<1)							
<u>備考</u>								
放射線取扱主任者	印	安全管理責任者		印				

放射性同位元素取扱施設点検記録

		担当者

施設名		使用施設	点検日	令和 年 月 日～ 日		
			点検者			
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定	
共 通 事 項	位置等	1. 地崩れ浸水のおそれはないか。 2. 施設周辺の状況に変化はないか。 3. 事業所内の居住区域の状況に変更はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	構造等	1. 主要構造部等は耐火構造又は不燃材料造りか。 2. 改修等が行われた場合、主要構造部等は耐火構造又は不燃材料造りか。 3. 外壁等に、き裂、隙間がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	遮へい	1. 遮へいの構造、材料、寸法等が許可内容に合致しているか。 2. 遮へい物の破損、亀裂などの損傷がないか。 3. 常時人が立入る場所、管理区域境界、事業所境界の漏洩線量測定記録はあるか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	管理区域	1. 管理区域の区画が許可内容に合致しているか。 2. 管理区域の境界には、他の人がみだりに立入らないような施設が設けられているか。 3. 管理区域の種類毎に定められた標識が設置されているか。 4. 標識の取り付け位置、枚数は許可内容に合致しているか。 5. 管理区域等における注意事項は、目の付きやすい場所に掲示されているか。 6. 標識等の剥離、破損及び色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	特記事項					

施設名		使用施設	部屋名	汚染検査室	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
汚染検査室	位置等	1. 作業室の出入口付近で、許可内容に合致しているか。 2. 汚染検査室の区画は明確にされているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	洗浄設備	1. 流し、シャワー等に破損や故障はないか。 2. 流し、手洗い器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水や痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	更衣設備	1. 作業衣、軽作業靴は整備されているか。 2. 作業衣は定期的に交換、又は洗濯されているか。 3. 履物入れや衣服掛け等が整備されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	器材	1. 手洗用石鹼、紙タオルなどは常備されているか。 2. ブラシ、ウェス及び洗剤等の除染器材が整備されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	測定器	1. 許可を得た申請書に記載された種類と台数の測定器が備えられているか。 2. 測定器は定期的に点検整備がなされているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「汚染検査室」の標識が付けられているか。 2. 設置位置は、許可内容と合致しており、見やすい場所であるか。 3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	特記事項				

施設名		使用施設	部屋名	コールドラン実験室(II-1)	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口から良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	動物トレーサー生化学実験室（I-1）	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	フード	1. フードは排気設備に確実に接続されているか。 2. フード本体と排気管の溶接部、接続部に亀裂や腐食はないか。 3. フードの扉の開口部より適切な排気がなされているか。 4. ダンパーの機能が正常に作動するか。 5. フード下の配管、トラップ等の接合部から漏水はないか。 6. フード内は、汚染拡大防止措置が講じられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口やフードから良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	動物飼育室	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	動物飼育フード	1. フードは排気設備に確実に接続されているか。 2. フード本体と排気管の溶接部、接続部に亀裂や腐食はないか。 3. ダンパーの機能が正常に作動するか。 4. フード内は、汚染拡大防止措置が講じられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口やフードから良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	暗室	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 床、壁等は、突起物が少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4. 床、壁等に、亀裂はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	流し	3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	換気	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	測定室(I-2)	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 床、壁等は、突起物が少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4. 床、壁等に、亀裂はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	流し	3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	換気	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	極低レベル実験室 (I-3)	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口から良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	細胞トレーサー実験室(I-4)	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口から良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		使用施設	部屋名	海洋モデル実験室 (I - 5)	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	フード	1. フードは排気設備に確実に接続されているか。 2. フード本体と排気管の溶接部、接続部に亀裂や腐食はないか。 3. フードの扉の開口部より適切な排気がなされているか。 4. ダンパーの機能が正常に作動するか。 5. フード下の配管、トラップ等の接合部から漏水はないか。 6. フード内は、汚染拡大防止措置が講じられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	換気	1. 作業室内の空気は排気口やフードから良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標識	1. 「放射性同位元素使用室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		貯蔵施設	部屋名	貯蔵室			
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定		
貯蔵室	位置等	1. 設置位置は、許可内容に合致しているか。 2. 主要構造部等は、耐火構造になっているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	貯蔵室	1. 出入等の開口部には、甲種防火戸が設けられているか。 2. 出入口等の開口部の扉は、確実に閉鎖でき、施錠できるか。 3. 貯蔵室の区画を貫通する給排気管には、防火ダンパーが設置されているか。 4. 壁面に遮へい機能に影響を及ぼすような亀裂や隙間等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		貯蔵容器	1. 貯蔵室又は貯蔵箱の放射性同位元素は、容器に入れて保管しているか。 2. 空気を汚染させる恐れのある放射性同位元素をいれる容器は機密な構造か。 3. 液体の放射性同位元素を保管する容器は、液体がこぼれにくい構造で浸透しにくい材質か。 4. 固体状又は液体状放射性同位元素を保管する容器で、亀裂、破損等の発生の恐れがある場合は、汚染拡大防止のために受皿、吸収材等が設けられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			貯蔵能力	1. 許可された種類・数量を超えて保管していないか。 2. 貯蔵施設以外の場所で保管していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				標識	1. 貯蔵室の出入口又はその付近に「貯蔵室」の標識が付けられているか。 2. 貯蔵容器には「貯蔵容器」の標識（種類、数量(特定して許可を受けている場合は化学形)を記入）が容器表面に付けられているか。 3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。 4. 注意事項は、目の付きやすい場所に掲示されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	特記事項						

施設名		廃棄施設	部屋名	前室	
区分		点検項目	適否	措置内容又は講ずる予定	
廃棄作業室	構造	1. 床、壁等は、くぼみが少ないか。 2. 床、壁等は、突起物が少ないか。 3. 床、壁等の仕上げ材に、目地等の隙間は少ないか。 4. 床、壁等に、亀裂はないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	表面材料	1. 床、壁等の表面は、平滑な材料が使われているか。 2. 床、壁等の表面は、腐食しにくい材料か。 3. 床、壁等の表面は、気体又は液体が浸透しにくい材料か。 4. 塗装面の剥離や、著しい磨滅はないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	流し	1. 流し及び手洗器等に、亀裂、破損、汚損等はないか。 2. 流し及び手洗器等の排水管、トラップ及び接続部等から漏水やその痕跡はないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	換気	1. 作業室内の空気は排気口から良好な状態で排出されているか。 2. 作業室の空気は廊下や汚染検査室へ逆流していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	標識	1. 「廃棄作業室」の標識が作業室の出入口付近に付けられているか。 2. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

特記事項

施設名		廃棄施設	部屋名	R I 廃棄物保管室	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
保管 廃棄 容器 設備	位置等	1. 位置、構造及び材料は、許可内容に合致しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 外部及び作業室との間が、壁、扉及び間仕切り等で区画されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3. 扉には、鍵その他の閉鎖設備又は器具が設置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保管廃棄容器	1. 許可内容に合致した種類の保管廃棄容器を使用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 保管廃棄容器に腐食、亀裂及び有害な損傷はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3. 変形等のため容器の蓋の密封性が損なわれていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4. 空気を汚染させる恐れのある廃棄物を収納する容器は気密な構造か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5. 液体状の廃棄物を収納する容器は、こぼれにくい構造で浸透しにくい材料が用いられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6. 放射性廃棄物は、保管廃棄容器に封入されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7. 大型機械等で保管廃棄容器に封入が困難な場合は、ビニールシート等で梱包されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8. 液体等の漏洩の恐れがある廃棄物が保管廃棄容器に封入されている場合、当該容器に亀裂、破損等が考えられる時は受皿や吸収材等を使用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	標識	1. 保管廃棄設備には「保管廃棄設備」の標識が設備の外部に通ずる部分、又はその付近に付けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2. 放射性廃棄物を収納した保管廃棄容器には、「放射性廃棄物」の標識が容器表面に付けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		排気施設	系統名	一般系統	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
排 氣 設 備	位置	1. 設置位置は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		1. 排気浄化装置の種類、台数及び性能が許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 淨 化 裝 置	2. フィルタチャンバに腐食や破損等がなく、排気が漏洩していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. フィルタの装着枚数は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		4. フィルタの装着状態は良好か。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		5. フィルタの圧力損失の測定値は良好か。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		6. マノメータ等の計器は正常に作動しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		7. フィルタは定期的又は適宜交換しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 風 機	1. 排風機の種類、台数及びモータの定格出力は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排風機のベルトに緩み、亀裂等がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 排風機及びモータに異常音や振動及び加熱がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 管	1. 作業室、フード等、排気浄化装置、排風機及び排気口の間の排気管は確実に連結されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排気管に腐食や亀裂又は破損等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 作業室の排気ダンパや排気グリルは閉鎖されていないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 口	1. 排気口に腐食、亀裂又は破損等がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排気ガラリ付近に排気を阻害する障害物等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
特記事項					

施設名		排気施設	系統名	動物飼育フード系統	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
排 氣 設 備	位置	1. 設置位置は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		1. 排気浄化装置の種類、台数及び性能が許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 淨 化 裝 置	2. フィルターチャンバに腐食や破損等がなく、排気が漏洩していないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. フィルタの装着枚数は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		4. フィルタの装着状態は良好か。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		5. フィルタの圧力損失の測定値は良好か。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		6. マノメータ等の計器は正常に作動しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		7. フィルタは定期的又は適宜交換しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 風 機	1. 排風機の種類、台数及びモータの定格出力は、許可内容に合致しているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排風機のベルトに緩み、亀裂等がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 排風機及びモータに異常音や振動及び加熱がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 管	1. 作業室、フード等、排気浄化装置、排風機及び排気口の間の排気管は確実に連結されているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排気管に腐食や亀裂又は破損等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 作業室の排気ダンパや排気グリルは閉鎖されていないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排 氣 口	1. 排気口に腐食、亀裂又は破損等がないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排気ガラリ付近に排気を阻害する障害物等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	標 識	1. 排気浄化装置には「排気設備」の標識が装置表面に付けられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		2. 排気管には、「放射能表示」の標識が付けられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 標識の脱落、汚損又は色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

施設名		廃棄施設	系統名	R I 系統	
区分		点検項目		適否	措置内容又は講ずる予定
排水 水 淨化槽 設 備	位置	1. 設置位置は、許可内容に合致しているか。 2. 床等の仕上材は、液体が浸透しにくく目地や損傷はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		1. 排水浄化槽の材料、構造、台数等は、許可内容に合致しているか。 2. 排水浄化槽に腐食や亀裂、剥離等はないか。 3. 排水浄化槽及び接続配管等からの漏水はないか。 4. 排水浄化槽の水位計は正常に作動するか。 5. 排液処理装置が設置されている場合、正常に作動するか。 6. 排水設備に柵等が設置されている場合、破損等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	排水管	1. 排水管に亀裂や破損、腐食又は取付け部に緩み等はないか。 2. 溶接部、法兰部からの漏水はないか。 3. 二重簡トレーニチ内の排水管に、漏水又はその痕跡はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		1. 排水浄化槽や排液浄化装置の表面又はその付近に「排水設備」の標識が付けられているか。 2. 排水管には、「放射能表示」の標識及び流れの方向を示す「矢印」が付けられているか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		3. 標識の脱落、汚損又は破損や色褪せ等はないか。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

特記事項

(資料 3)

点検区分	排気施設	点検日	令和 年 月 日～ 日
点検場所	R I 排気設備 空調機械室	立会者	
点検項目	計測、動作、外観他	点検者	

点検項目 排気系統	電流値 (A)	電圧値 (V)	絶縁抵抗値 (MΩ)	モータ	ファン	ファンベルト
一般系統						
動物飼育フード系統						

備考

一般系統 : 排気風量 9860m³/h 排気ファンベルト B-110×3本
 動物飼育フード系統 : 排気風量 180m³/h 排気ファンベルト A-35×1本

一般系統	プレフィルタ PKAU610-50 3枚 通常型／焼却型 610×610×50	ヘパフィルタ 1LAU-160 3枚 通常型／焼却型 610×610×292
圧力損失値 (mm Aq)		

動物飼育フード系統	プレフィルタ PKAU610-50 1枚 通常型／焼却型 610×610×50	ヘパフィルタ 1LAU-160 1枚 通常型／焼却型 610×610×292	チャコールフィルタ (2インチ) 1枚 通常型／焼却型 610×610×368
圧力損失値 (mm Aq)			—

特記事項

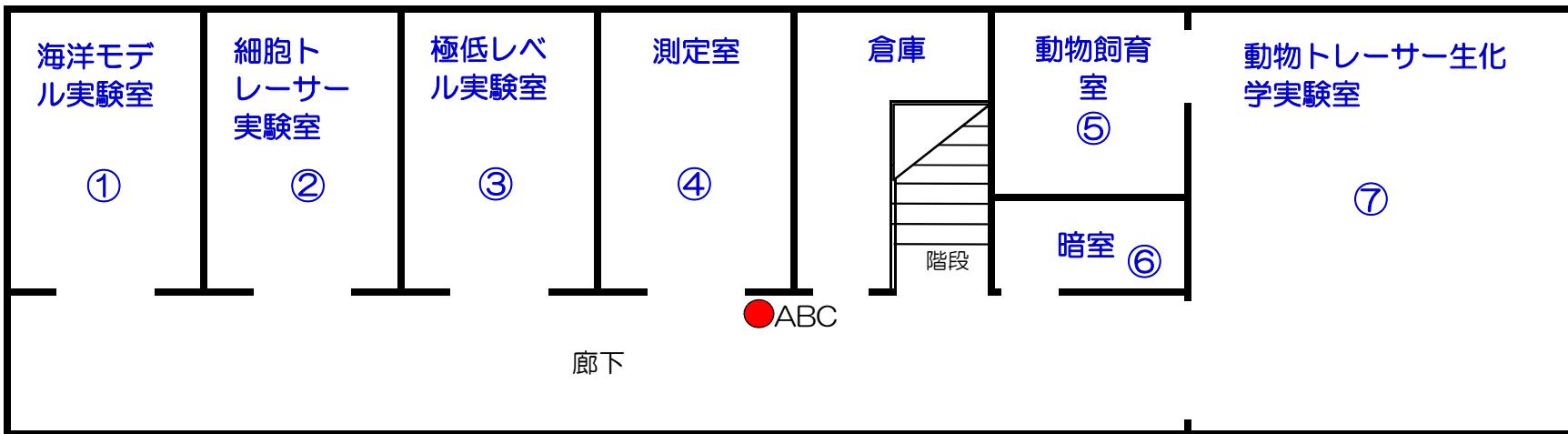
(資料 3)

点検区分	廃棄施設		点検日	令和 年 月 日～ 日					
点検場所	R I 排水設備 現場操作盤		立会者						
点検項目	計測、動作、外観他		点検者						
排水槽名 \ 点検項目		電流値 (A)	電圧値 (V)	絶縁抵抗値 (MΩ)	動作	異常音	漏水	水位計	ランプ 表示
前置槽	P1-1								
	P1-2								
第1貯留槽	P2								
第2貯留槽	P3								
第3貯留槽	P4								
希釀槽	P5								
防護槽	P6								
	P7								
電動バルブ \ 点検項目		動作	異常音	漏水	腐食劣化	ランプ 表示			
MV 1 (前置槽→第1貯留槽)									
MV 2 (前置槽→第2貯留槽)									
MV 3 (前置槽→第3貯留槽)									
MV 4 (希釀槽→放流)									
MV 5 (希釀槽→第1貯留槽)									
MV 6 (希釀槽→第2貯留槽)									
MV 7 (希釀槽→第3貯留槽)									
MV 8 (希釀槽→希釀水)									
特記事項									

(資料 3)

点検区分	廃棄施設		点検日	令和 年 月 日～ 日					
点検場所	R I 排水設備 中央操作盤		立会者						
点検項目	計測、動作他		点検者						
排水槽名 \ 点検項目		電流値 (A)	電圧値 (V)	絶縁抵抗値 (MΩ)	動作	異常音	漏水	水位計	ランプ 表示
前置槽	P1-1								
	P1-2								
第1貯留槽	P2								
第2貯留槽	P3								
第3貯留槽	P4								
希釀槽	P5								
防護槽	P6								
	P7								
電動バルブ \ 点検項目		動作	異常音	漏水	腐食劣化	ランプ表示			
MV 1 (前置槽→第1貯留槽)									
MV 2 (前置槽→第2貯留槽)									
MV 3 (前置槽→第3貯留槽)									
MV 4 (希釀槽→放流)									
MV 5 (希釀槽→第1貯留槽)									
MV 6 (希釀槽→第2貯留槽)									
MV 7 (希釀槽→第3貯留槽)									
MV 8 (希釀槽→希釀水)									
特記事項									

1階



2階

